

I C T 施工実施要領（舗装工（修繕工））

1. 主旨

この要領は、I C T 施工の推進を図るため、I C T 技術を活用した施工を実施するにあたり必要な事項を定める。

2. I C T 施工の概要

I C T 施工とは、以下に示す I C T 舗装工（修繕工）における施工プロセスの各段階において、I C T を活用する工事である。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工（施工管理システム）（選択）
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）
- ⑤ 3次元データの納品

なお、I C T 施工は、I C T 技術の活用内容により下記のとおり分類する。

名 称	I C T 技術を活用する段階
I C T 活用工事	①～⑤全てで I C T 技術を活用
I C T 活用工事【選択】	①・②・⑤で I C T 技術を活用し、 ③・④のいずれかで従来施工を選択
I C T 建設機械による施工	②・③のみで I C T 技術を活用
簡易型 I C T 活用工事	②・④及び⑤で I C T 技術を活用

3. 対象工事

I C T 施工の対象工事は、施工者希望型のみとし、特記仕様書において発注者が指定する工事とする。

4. 対象工種

I C T 施工の対象工種は、工事積算体系ツリーにおける下記とする

表—1 対象工種種別

工事区分	工 種	種 別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路維持 ・ 道路修繕 ・ 橋梁保全工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 舗装工 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 切削オーバーレイ工 ・ 路面切削工

5. 取組内容

① 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記1)～4)から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、管理断面及び変化点の計測または面的な計測による測量を選択するものとする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 3) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や5. ①で得られたデータを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。

また、3次元出来形管理を行う場合は、3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工（施工管理システム）（選択）

5. ②で得られた3次元設計データ用い、表-2に示す施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工、または従来型建設機械による施工を選択できる。

④ 3次元出来形管理等の施工管理（選択）

5. ③にて、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合、下記に示す方法により施工管理を実施し、従来型建設機械による施工を選択した場合、従来手法による施工管理を実施する。

<出来形管理>

下記の技術を用いた出来形管理を行うものとする。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理
- 2) 地上写真測量を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

5. ④により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として納品する。

表—2 適用工種

段階	活用技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形 管理等施工 管理	地上型レーザーキャナーを用いた起工測量/出来形管理技術（舗装工事編）	測量	—	—	○	①②⑥	
	トータルステーション（ノンプリズム方式）による起工測量/出来形管理技術（舗装工事編）	測量	—	—	○	①③	
	地上移動体搭載型レーザーキャナーによる起工測量/出来形管理技術（舗装工事編）	測量	—	—	○	①④	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT 建設機械	—	△	①⑤	路面 切削工
	地上写真測量を用いた出来形管理技術	出来形計測		—	△	①⑥	路面 切削工
	トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理技術	出来形計測		—	△	①⑦	路面 切削工

【関連要領等一覧】

- ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）路面切削工編
- ② 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ③ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ④ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
- ⑤ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
- ⑥ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
- ⑦ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（路面切削工編）（案）
- ⑧ 地上レーザーキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院

【凡 例】○：適用可能、△：選択適用、—：適用外

6. 特記仕様書への記載事項

発注者は、別途定める特記仕様書を添付し、ICT 施工の対象工事であることを明示すること。

7. ICT 施工の実施に関する協議

受注者は、契約後から施工計画書の提出までの間に、ICT 活用計画書（様式－1）により監督員と協議すること。

8. 工事成績評定における加点

ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの全ての段階で ICT を活用した工事」において、4 点の加点とすること。

ICT 活用工事【選択】、を実施した場合、ICT 建設機械による施工、または簡易型 ICT 活用工事を実施した場合、創意工夫における【施工】「起工測量から電子納品までの何れかの段階で ICT を活用した工事」において、2 点の加点とすること。

9. ICT 施工の導入における留意点

受注者が円滑に ICT 施工を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

9-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT 施工を実施するにあたって、国土交通省から発出されている施工管理要領、監督検査要領（表－2【関連要領等一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

9-2 3次元設計データ等の貸与

発注者は、ICT 施工に必要となる詳細設計において作成した CAD データ、および ICT 施工を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

9-3 工事費の積算

（1）施工者希望型における積算方法

発注者は、発注に際して石川県が定める積算基準（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとする。ただし、契約後の協議において受注者からの提案により「ICT 活用工事」を実施する場合、石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算し落札率を乗じた価格により設計変更を行うものとする。

施工歩掛は、当面のあいだ、通常型機械として石川県又は国が定める積算基準（ICT）等に基づき積算する。

なお、施工管理システムを搭載している場合は、該当する内容を計上する。

また、現行基準による 2 次元の設計ストック等により ICT 活用工事を発注する場

合、受注者に 3 次元起工測量及び 3 次元設計データ作成を指示するとともに、3 次元起工測量経費及び 3 次元設計データ作成経費についての見積り提出を求め、設計変更するものとする。

（2）3 次元出来形管理・3 次元データ納品の費用及び外注経費等の費用

ICT 建設機械の施工履歴データを用いた出来形管理及び地上写真測量を用いた出来形管理の経費は、補正係数を乗じない共通仮設費率及び現場管理率に含まれるため、計上しない。

9-4 総合評価

総合評価の対象工事となる場合は、「〇〇工事の総合評価方式に係る技術資料作成要領」の 4. 総合評価に関する事項（2）入札の評価に関する基準の表にある、技術提案の評価基準内に、下記を記載すること。ただし、ICT 施工に係る技術について技術提案を求める場合は、下記を記載しない。

「本工事では、特記仕様書に記載される ICT 施工にかかる技術の活用については、評価対象外とするため記載しないこと。」

9-5 現場研修会等の実施

受注者は、発注者の求めに応じて、ICT 施工の推進を目的として、技術研修会を実施するものとする。

10. 活用効果の検証

受注者は、発注者の求めに応じて、県の発注工事として新たな取り組みを行う場合には、当該技術の活用効果の検証に協力し、発注者が必要と認める資料を提出すること。

11. 技術の改善

受注者は、発注者の求めに応じて、当該技術の新たな開発・改善に向け建設機械メーカーとの意見交換会や必要と認められる試験施工等を行うこと。

12. 普及・促進への取組

「i-Construction」の推進に向けた普及・促進を目的とし、i-Construction 推進コンソーシアムが公表する i-Construction ロゴマークを使用マニュアルに沿って、ICT 建設機械、工事看板（別図 1）及びその他有効と認められる箇所に使用すること。

なお、上記に掛かる費用は、現場環境改善費（率分）の対象としてもよい。

13. その他

本要領に定めのない事項又は本要領に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者で協議の上、これを定めるものとする。

附則

この要領は、令和 5 年 1 0 月 1 日から適用する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

■工事看板参考図（別図 1）



工事看板

- ・工事看板に i-Construction のロゴマーク及び「この工事は、3次元データ等を活用して 施工・管理する ICT 工事です」と記載する。